

報道発表資料

相談解決のためのテストから No. 100

平成 28 年 8 月 18 日
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

焦げ付かないとうたったフライパン

1. 依頼内容

「焦げ付かないとうたったフライパンを購入した。使用するうちに焦げ付くようになり、焦げ付きも目立ち、取れなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

2. 調査

当該品は、パッケージや販売元のホームページに、調理に際して油を使わなくても焦げ付かないと受け取れる表示がみられるフライパンでしたが、購入した複数個の一部で、取扱説明書に従って初めて使用する際に、フライパンの表面を油で処理したものの、5 回程度の使用で焦げ付くようになったとのことでした。

焦げ付くようになったというフライパンを観察したところ、内側の先端側を中心に焦げ付きと思われる黒～茶色の汚れがみられました。取扱説明書等を参考に 40℃のお湯を入れ 1 時間程放置した後に、洗剤を付けたスポンジで洗ったところ、汚れがほぼ全て落ちたものもありましたが、汚れが残ったものもあり、さらに取扱説明書等に従って重曹で処理してみましたが、完全に汚れが落ちることはありませんでした。

相談者の使用状況に合わせ、初めて使用する際に表面を油で処理した新品の同型品を用い、調理の際には油を使用せず、繰り返し調理を行いました。その結果、取扱説明書等に記載されているお手入れ方法により取ることができる程度でしたが、繰り返し調理することによって焦げ付くようになったものがあり、調理に際して油を使わなくても焦げ付かないと受け取れる表示は、消費者に過度な期待や誤認を与える可能性があると考えられました。

3. 解決内容等

依頼センターのあっせんにより、返品が受け付けられ返金されました。なお、販売元のホームページでは、調理に際して油を使わなくても焦げ付かないと受け取れる表示の下に、初回使用時と定期的なメンテナンスとして、油での処理を勧める旨の表示を付け加える対応がとられていました。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

<title>焦げ付かないとうたったフライパン（相談解決のためのテストから No.100）</title>